

# 山北町の鳥獣被害対策

(令和6年度版)

山 北 町

令和6年4月

## 【町が実施する有害鳥獣の被害対策について】

町は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）第4条の規定に基づき、令和4年度から3カ年を計画期間とする山北町鳥獣被害防止計画（以下「防止計画」という。）を策定しています。防止計画では対象鳥獣の捕獲を担う鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」）の設置に関すること、農業関係者や地域の代表者、猟友会の代表者で構成され被害防止対策を立案する被害防止対策協議会の設置に関すること、今後の広域獣害防止柵の設置場所等について規定されており、町はこの防止計画に沿って鳥獣被害防止対策を講じています。

## 【農業被害を防ぐための有害鳥獣捕獲の実施】

イノシシやニホンジカといった大型獣の捕獲について、町が設置している実施隊による捕獲を行っています。農業被害があった際は、町またはJAへ有害鳥獣被害届を提出もしくは、電話で連絡をお願いします。提出いただいた被害届をもとに、実施隊による駆除等の対応をしていきます。

また、捕獲活動を推進するため、町として1頭につき3,000円の捕獲奨励金制度を創設したほか、平成29年度からは国特措法事業を活用し、捕獲に使用する備品の購入や捕獲活動経費への助成を行っています。

## 【広域的な被害防止対策】

### □獣害防止柵の設置

獣害防止柵は、イノシシやニホンジカによる広域的な獣害を防ぐために設置するもので、これまで県や町による整備の他、集落や耕地単位での被害を防ぐため集落協定や耕地組合等でも整備が進められてきました。町内では、これまでに総延長19km以上の整備がされています。なお、県や町が整備した防止柵は、整備完了後に管理を地元自治会に移管させていただいています。

## 【自力での被害防止対策】

### □鳥獣被害防止柵等の助成

鳥獣による農作物被害や掘り返しによる法面の崩壊を防ぐため、柵や網の資材購入費の助成のほか、追い払い物品の購入費助成を次のとおり行っていますので、ご相談ください。

町のホームページにも助成内容や申請様式等を掲載しています。（「申請書ダウンロード」→「農林課」→「鳥獣被害防止柵等資材購入費補助金のご案内」）

	対象物品	助成率（合計1人10万円以内、100円未満切捨て）
助 成 額	柵や網の資材購入費	購入費の3/4、共同設置9/10以内（除く設置費用）
	電気柵用の電源供給装置	購入費の1/2、共同設置3/4以内（除く設置費用）
	鳥獣の追い払い物品	購入費の2/3以内（除く消耗品）
対 象	町内の農地を所有する方や耕作している方（個人又は共同での申込可）	
必 要 書 類	資材や物品の購入額が分かる領収書、位置図、設置状況が分かる写真、印鑑、振込口座が分かるもの（通帳等）	

## □追い払い用煙火（ロケット花火及び爆竹）の配付

サルやカラス等の有害鳥獣の追い払いを行うためロケット花火、爆竹の追い払い用煙火を用意しています。配付をご希望の方は、農林課または清水・三保両支所にお越しいただき、必要本数を申し出てください。なお、煙火の取り扱いについては、火事となる危険性もありますので、使用上の注意をよく読んでからお使いください。

## □動物駆逐用煙火の配付（講習受講者のみ）

動物駆逐用煙火は、サルなどの野生鳥獣の追い払い用に開発された煙火ですが、非常に強力な煙火で近年は取扱い上の不注意から大けがを負う被害も出ています。動物駆逐用煙火を使用することができる方は、取り扱い講習を受けた方に限定されるため、町等が主催する講習会に参加された方のみを対象に配付させていただきます。（令和5年度は冬に実施予定）

## □小動物用の捕獲檻の貸出

町では、小型獣（主にハクビシン、タヌキ、アナグマ）による直接的な農作物被害を除去するために、小型獣用の捕獲檻の貸出を行っております。捕獲は、「鳥獣捕獲等許可」を受けた方のみが行えますので、ご注意ください。なお、許可を受けるには、申請書等の記入が必要となりますので、印鑑をご持参し手続きをしてください。

〔※ 鳥獣の種類によっては、申請窓口が町でない場合や、捕獲檻の在庫がない場合もございますので、事前にご相談ください。〕

捕獲した鳥獣の処分については、鳥獣捕獲等許可申請に基づき、許可を受けた方ご自身の責任で処分を行わなければならない、その際も苦痛を与えずに処分をしなければならないため、町で処理装置を導入しています。捕獲獣の処分は「鳥獣捕獲等許可」を受けた方自ら行っていただきますので、この装置の使用をご希望の方は事前にお問い合わせください。

## □狩猟免許取得費用の助成

近年、農家の狩猟免許の取得に係る支援制度の創設要望が寄せられていたことから、平成29年度より、新規で免許を取得する際に必要となる費用の3/4を助成する制度を新設しました。この助成をご希望の方は下記を参照の上、農林課までお越しくください。

補助内容	狩猟免許の取得及び狩猟者登録に要する費用の助成
助成額	狩猟免許の取得に係る申請手数料、医師の診断書文書料、予備講習会受講料、狩猟者登録手数料の3/4以内
必要書類	取得した狩猟免状の写し、取得に係る申請手数料・医師の診断書文書料・予備講習会受講料、狩猟者登録申請手数料の領収書の写し等

### 【問い合わせ先】

山北町農林課農林振興班

TEL 0465-75-3654（課直通）

FAX 0465-75-3661

E-mail norin@town.yamakita.kanagawa.jp